

小規模事業者の 資金調達を支援します！



マル経融資制度

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保・無保証人・低利で融資する制度です。

マル経融資制度の特徴

融資限度額は？

1,000万円

返済期間は？

運転資金は5年以内
設備資金は7年以内

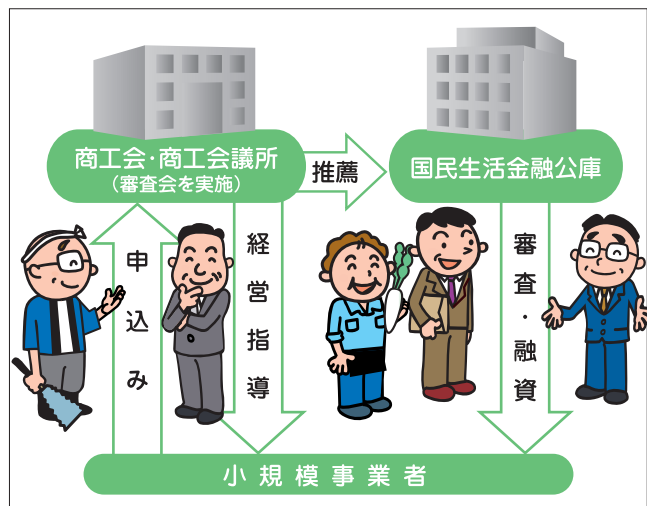
担保・保証人は？

不要です

利率は？

1.9% (平成20年2月14日現在)
※利率は変動しますのでお問い合わせ先にご確認ください

マル経融資を受けるには



①商工会・商工会議所へ申込み

②商工会・商工会議所が推薦

③国民生活金融公庫が審査、融資

【申込みの際には】

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を受けていること、
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を完納していること、などの要件を満たしていることが必要。

※沖縄県は「国民生活金融公庫」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫」となります。

利 用 概 要

【ご利用いただける方】

- ・ 常時使用する従業員が 20 人以下（商業・サービス業の場合は 5 人以下）の法人・個人事業主の方
- ・ 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則 6 カ月以上（会計整備の状況等に応じて経営指導員の判断により短縮できる場合があります。）受けている方
- ・ 義務納税額（所得税、法人税、事業税、都道府県民税もしくは市町村民税）を完納している方
- ・ 原則として同一地区で最近 1 年以上事業を行っている方
- ・ 商工業者であり、かつ、国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
※平成 20 年度より生活衛生関係営業（飲食店、喫茶店、食肉・食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、映画・演劇・演芸場、旅館業、浴場業、クリーニング業）の方も、運転資金に加え設備資金のご利用が可能となります。

【ご融資の条件】

- ・ 対象資金：運転資金、設備資金
- ・ 融資限度額：1,000 万円
- ・ 返済期間：運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内（据置期間はいずれも 6 カ月以内）
- ・ 利率：1.9％（平成 20 年 2 月 14 日現在）
※利率は変動します。詳しくは、下記お問い合わせ先でご確認ください。
- ・ 無担保・無保証人

【申込み時の提出資料（主なもの）】

- ・ 前年、前々年の青（白）色決算書及び確定申告書（控）
- ・ 税金の領収書または納税証明書
- ・ 決算後 6 カ月以上経過の場合は最近の試算表（法人の場合）
- ・ 会社の登記簿謄本（法人の場合）
- ・ 見積書、カタログ等（設備資金をお申込みの場合）など
※あくまで代表的なものです。提出する書類はお申込み先の商工会・商工会議所でご確認ください。

お問い合わせ先

【お申込み・ご質問などは】

◎ 最寄りの商工会・都道府県商工会連合会・商工会議所

- 商工会については、全国商工会連合会 <http://www.shokokai.or.jp/>
- 商工会議所については、日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp/>
- 国民生活金融公庫各支店、沖縄振興開発金融公庫本支店

<メモ欄>